

以下の公告については、内容に不備があったため、取り消します。

令和元年8月2日付け公告(大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の変更の届出(株式会社高島屋京都店))

令和元年9月18日

京都市長 門川 大作
(産業観光局商工部商業振興課)